

令和6年和泉市議会第1回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第11号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 8
議案第12号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
議案第13号	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 13
議案第14号	和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	P. 22
議案第15号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成及び特定盛土等規制法関係）	P. 31
議案第16号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（消防法等関係）	P. 44
議案第17号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 49
議案第18号	和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 76
議案第22号	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 85
議案第23号	和泉市公文書の管理等に関する条例制定について	P. 88
議案第25号	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 104
議案第26号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 106
議案第27号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 108
議案第32号	和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 112
議案第33号	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 115
議案第34号	和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について	P. 119

議案第 10 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（職員の給与の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）会計年度フルタイム勤務職員 扶養手当<u>及び</u>住居手当</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員には、報酬、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び費用弁償を支給する。</p>	<p>（職員の給与の種類）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）会計年度フルタイム勤務職員 扶養手当、<u>住居手当</u>及び<u>勤勉手当</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、会計年度短時間勤務職員には、報酬、<u>期末手当</u>及び費用弁償を支給する。</p>

（和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる常勤の会計年度任用職員 扶養手当及び住居手当</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる短時間勤務の会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>以外の手当</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。<u>会計年度任用職員以外の職員に限り、</u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる常勤の会計年度任用職員 扶養手当、<u>住居手当及び勤勉手当</u></p> <p>(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる短時間勤務の会計年度任用職員 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当<u>及び</u>期末手当以外の手当</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p>

(和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の表（和泉市職員の給与に関する条例第26条の改正規定に係る部分に限る。）を次のように改める。

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（<u>会計年度短時間勤務職員のうち外国語指導助手及び週当たりの勤務時間が15時間30分未満の職員を除く。</u>）に対し、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において市長が別に定める日に支給する。<u>会計年度任用職員以外の職員に限り、</u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、<u>会計年度任用職員又は臨時的任用職員以外の職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、任命権者が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合におい</p>

新	旧
<p data-bbox="259 300 777 336"><u>分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="219 411 1122 671">(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員、<u>会計年度任用職員</u>又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="208 746 1122 1007">3 第25条第4項及び同条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは「の月額及びこれに対する地域手当」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="208 1142 293 1179">4 略</p>	<p data-bbox="1191 300 2049 392"><u>ては100分の100</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1149 411 2056 727">(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の47.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1137 746 2056 1118">3 第25条第4項及び同条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当」とあるのは「の月額及びこれに対する地域手当」と、<u>「月額合計額（会計年度短時間勤務職員の場合は、報酬月額）」</u>とあるのは「<u>月額合計額</u>」と、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="1137 1142 1223 1179">4 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

健康増進計画及び食育推進計画を一体的に策定するため、和泉市食育推進計画検討委員会を和泉市健康増進計画検討委員会に統合するとともに、所定の役割を終えた和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会を廃止するほか、本市が推進すべき施策に関する調査、審議等を行うため、和泉市部活動地域移行計画策定委員会及び和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																						
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会</td> <td>健康増進計画及び食育推進計画に係る調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>和泉市予防接種健康被害調査対策委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育委員会の附属機関</p>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会	健康増進計画及び食育推進計画に係る調査審議に関すること。	和泉市予防接種健康被害調査対策委員会	略	(以下略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>和泉市健康増進計画検討委員会</td> <td>健康増進計画に係る調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>和泉市予防接種健康被害調査対策委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>和泉市食育推進計画検討委員会</td> <td>食育推進計画に係る調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育委員会の附属機関</p>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市健康増進計画検討委員会	健康増進計画に係る調査審議に関すること。	和泉市予防接種健康被害調査対策委員会	略	和泉市食育推進計画検討委員会	食育推進計画に係る調査審議に関すること。	(以下略)	
名称	担任する事務																						
(中略)																							
和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会	健康増進計画及び食育推進計画に係る調査審議に関すること。																						
和泉市予防接種健康被害調査対策委員会	略																						
(以下略)																							
名称	担任する事務																						
(中略)																							
和泉市健康増進計画検討委員会	健康増進計画に係る調査審議に関すること。																						
和泉市予防接種健康被害調査対策委員会	略																						
和泉市食育推進計画検討委員会	食育推進計画に係る調査審議に関すること。																						
(以下略)																							

新		旧	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(中略)		(中略)	
和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会	略	和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会	略
<u>和泉市部活動地域移行計画策定委員会</u>	<u>部活動地域移行計画の策定に係る調査審議に関すること。</u>	<u>和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会</u>	<u>子どもの読書活動推進計画策定のための調査及び計画の策定に関すること。</u>
和泉市子どもの読書活動推進協議会	略	和泉市子どもの読書活動推進協議会	略
<u>和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会</u>	<u>久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。</u>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 12 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

いじめ防止対策委員会及びいじめ問題再調査委員会について、活動の実態に応じた報酬額に変更する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧		
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 692 1120 751"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 いじめ防止対策委員会委員長、いじめ防止対策委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u></p>	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 692 2047 751"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～4 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 13 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

府費負担教育職員との均衡を図るため、市費負担教育職員の給料月額について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例（令和5年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(期末手当の特例) 第7条 市費負担教育職員に係る給与条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の68.75</u>」とあるのは「<u>100分の122.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当の特例) 第8条 市費負担教育職員に係る給与条例第26条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>100分の48.75</u>」とあるのは「<u>100分の102.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当の特例) 第7条 市費負担教育職員に係る給与条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「<u>100分の67.5</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当の特例) 第8条 市費負担教育職員に係る給与条例第26条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>100分の47.5</u>」とあるのは「<u>100分の100</u>」とする。</p>

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

市費負担教育職員給料表

号給	給料月額
----	------

	円
1	178,300
2	179,800
3	181,300
4	182,800
5	184,500
6	186,400
7	188,200
8	190,000
9	191,700
10	193,700
11	195,700
12	197,500
13	199,200
14	201,300
15	203,300
16	205,400
17	207,400
18	210,000
19	212,300
20	214,600

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41

217, 000
218, 600
220, 000
221, 600
222, 900
223, 600
224, 300
225, 000
225, 800
226, 900
228, 700
230, 500
231, 800
233, 600
235, 400
237, 000
237, 700
239, 300
240, 900
242, 500
244, 100

4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2

2 4 5, 4 0 0
2 4 6, 6 0 0
2 4 7, 9 0 0
2 4 8, 5 0 0
2 4 9, 9 0 0
2 5 1, 4 0 0
2 5 2, 9 0 0
2 5 4, 1 0 0
2 5 5, 3 0 0
2 5 6, 4 0 0
2 5 7, 3 0 0
2 5 8, 0 0 0
2 5 9, 2 0 0
2 6 0, 3 0 0
2 6 1, 4 0 0
2 6 2, 2 0 0
2 6 3, 2 0 0
2 6 4, 1 0 0
2 6 5, 0 0 0
2 6 5, 9 0 0
2 6 7, 0 0 0

63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83

268,000
269,000
269,700
270,900
272,100
273,300
274,400
275,500
276,700
277,900
278,600
279,800
281,000
282,200
283,400
284,500
285,500
286,500
287,500
288,600
289,700

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

290, 800

291, 600

292, 600

293, 600

294, 600

295, 400

296, 300

297, 200

298, 100

298, 500

299, 300

300, 100

300, 900

301, 800

302, 600

303, 400

304, 200

305, 000

305, 500

306, 000

306, 400

105	306,600
106	306,800
107	307,100
108	307,300
109	307,500
110	307,800
111	308,000
112	308,300
113	308,500
114	308,800
115	309,100
116	309,400
117	309,600
118	309,900
119	310,200
120	310,400
121	310,600
122	310,800
123	311,000
124	311,200
125	311,400

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市手数料条例の一部改正）

第1条 和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（17）の8 略</p> <p>（17）の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下この号及び第17号の14において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による判定（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。）申請 1件（次のいずれかの1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の11において同じ。）につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>ア、イ 略</p>	<p>（種類及び金額）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（17）の8 略</p> <p>（17）の9 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下この号及び第17号の14において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定による判定（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。）申請 1件（次のいずれかの1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の11において同じ。）につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>ア、イ 略</p>

新	旧
<p>(17)の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (以下この号において「法」という。)第12条第2項又は第13条第3項の規定による非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。)申請1件につき別表第2の15(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。))に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において同じ。))が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定(以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合(認定を受けた他の建築物の場合を除く。)は、別表第2の14)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応</p>	<p>(17)の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(以下この号において「法」という。)第12条第2項又は第13条第3項の規定による非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。)申請1件につき別表第2の15(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。))に係る評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において同じ。))が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定(以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合(認定を受けた他の建築物の場合を除く。)は、別表第2の14)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の11 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応</p>

新	旧
<p>じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (以下この号、別表第2の16及び別表第2の20において「法」という。)第34条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(17)の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (以下この号において「法」という。)第36条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略</p> <p>(17)の14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> <u>施行規則</u>第29条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の18(軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。))をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法(当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものにあつては、当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。))が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直</p>	<p>じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この号、別表第2の16及び別表第2の20において「法」という。)第34条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(17)の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この号において「法」という。)第36条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略</p> <p>(17)の14 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> <u>施行規則</u>第29条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の18(軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。))をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法(当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものにあつては、当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。))が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近</p>

新	旧
<p>近の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の20の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の16～(42)略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第2の7 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。第3号において同じ。)</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>5～9 略</p>	<p>の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の15 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の20の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の16～(42)略</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第2の7 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。第3号において同じ。)</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>5～9 略</p>

新	旧
<p>別表第2の20（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び検査済証</p> <p>（3）略</p> <p>2～4 略</p>	<p>別表第2の20（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び検査済証</p> <p>（3）略</p> <p>2～4 略</p>

（和泉市建築基準法施行条例の一部改正）

第2条 和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（階段の数及び構造）</p> <p>第26条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供す</p>	<p>（階段の数及び構造）</p> <p>第26条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供す</p>

新	旧
<p>る部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>（階段の数及び構造）</p> <p>第39条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物には、次に掲げる場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物であるとき。</p> <p>（階段の数及び構造等）</p> <p>第48条の2 略</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは、「200平方メートル」とする。</p> <p>3、4 略</p>	<p>る部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</p> <p>（階段の数及び構造）</p> <p>第39条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物には、次に掲げる場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られているとき。</p> <p>（階段の数及び構造等）</p> <p>第48条の2 略</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは、「200平方メートル」とする。</p> <p>3、4 略</p>

新	旧
<p>(建築基準法施行令の準用)</p> <p>第48条の3 略</p> <p>2 個室ビデオ店等の用途に供する建築物(令第126条の4第1項の規定の適用を受けるものを除く。)については、令第5章第4節の規定を準用する。</p> <p>3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物(令第128条の4第1項(同項第2号を除く。))の規定の適用を受けるものを除く。)については、令第128条の4第1項(同項第1号の表中(1)及び(2)の項並びに同条第1項第2号を除く。)並びに令第128条の5第1項、第3項及び第7項の規定を準用する。</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は建築物省エネルギー法第11条第1項の規定を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数</p>	<p>(建築基準法施行令の準用)</p> <p>第48条の3 略</p> <p>2 個室ビデオ店等の用途に供する建築物(令第126条の4の規定の適用を受けるものを除く。)については、令第5章第4節の規定を準用する。</p> <p>3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物(令第128条の4第1項(同項第2号を除く。))の規定の適用を受けるものを除く。)については、令第128条の4第1項(同項第1号の表中(1)及び(2)の項、<u>同表欄外第2号</u>並びに同条第1項第2号を除く。)並びに令第128条の5第1項、第3項及び第7項の規定を準用する。</p> <p>(確認、検査等の手数料)</p> <p>第68条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は建築物省エネルギー法第11条第1項の規定を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数</p>

新			旧		
料を納付しなければならない。			を納付しなければならない。		
略			略		
備考 略			備考 略		
9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	区分	金額	項	区分	金額
(中略)			(中略)		
4 1	略	略	4 1	略	略
4 2	令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請をしようとする者	27,000円			
備考 略			備考 略		
10、11 略			10、11 略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 15 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域の指定に伴い、新たに生じる事務の手数料を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15)略</p> <p>(15)の2 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の3 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の4 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による検査の申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の5 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15)略</p> <p>(15)の2 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。次号及び別表第1の3において「旧法」という。）第8条第1項本文の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の3 <u>旧法12条第1項の規定による許可申請 1件につき別表第1の3に定める額</u></p> <p>(15)の4 <u>宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3</u></p>

新				旧			
建設省令第3号) 第88条の規定による書面の交付 1件につき別表第1の3に定める額				号) 第30条の規定による書面の交付 1件につき別表第1の3に定める額			
(16) 略				(16) 略			
(16) の2 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請 1件につき32,000円				(16) の2 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第20条の2第14項及び第38条の4第24項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請 1件につき31,000円			
(16) の3 略				(16) の3 租税特別措置法施行令第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業認定申請 1件につき32,000円			
(17) ~ (42) 略				(16) の4 略			
2~5 略				(17) ~ (42) 略			
別表第1の3 (第2条関係)				2~5 略			
別表第1の3 (第2条関係)				別表第1の3 (第2条関係)			
項	区分			手数料の額			
1	宅地造成及び特定盛土等規制法(以下この表において「法」という。)第12条第1項本文の規	盛土、切土又は土石の堆積をする土地(以下この項において「土地」という。)の面積が5	宅地造成及び特定盛土等土石の堆積	14,300円			
				12,100円			
項	区分			手数料の額			
1	旧法第8条第1項本文の規定による許可の申請をしようとする者	切土又は盛土をする土地(以下この表において「土地」という。)の面積が500平方メートル以内のとき		13,000円			

新				旧			
定による宅地造成（法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この表において同じ。）	00平方メートル以内のとき						
（法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下この表において同じ。）	土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	宅地造成及び特定盛土等	25,900円			土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	23,000円
（法第2条第4号に規定する土石の堆積及び土石の堆積と	00平方メートル以内のとき	土石の堆積	15,100円				
（法第2条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下この表において同じ。）	土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	宅地造成及び特定盛土等	37,300円			土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	33,000円
（法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）	2,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	17,800円				
（法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）	土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	宅地造成及び特定盛土等	57,300円			土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	51,000円
（法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）	3,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	22,000円				
（法第2条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下この表において同じ。）	土地の面積が	宅地造成	71,600円				

新			旧		
3,000平方メートルを超え	及び特定盛土等				
5,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	30,800円			
土地の面積が5,000平方メートルを超え	宅地造成及び特定盛土等	96,300円	土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき		73,000円
10,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	34,800円			
土地の面積が10,000平方メートルを超え	宅地造成及び特定盛土等	150,600円	土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき		120,000円
20,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	41,700円			
土地の面積が20,000平方メートルを超え	宅地造成及び特定盛土等	235,200円	土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内		180,000円

新			旧		
40,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	<u>56,700円</u>	のとき		
土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき	宅地造成及び特定盛土等	<u>377,200円</u>	土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき		<u>270,000円</u>
土地の面積が70,000平方メートル以内のとき	土石の堆積	<u>77,400円</u>	土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき		<u>360,000円</u>
土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	宅地造成及び特定盛土等	<u>723,600円</u>	土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき		<u>460,000円</u>
	土石の堆積	<u>144,200円</u>			

新			旧			
2	法第16条第1項の許可の申請をしようとする者	宅地造成及び特定盛土等	申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が723,600円を超えるときは、その手数料の額は、723,600円とする。 ア 盛土又は切土をする土地 (以下この欄において「土地」という。)に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土地の面積)に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき	2	旧法第12条第1項の規定による許可の申請をしようとする者	申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料の額は、460,000円とする。 ア 土地に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土地の面積)に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

新		旧	
	<p>は、これを100円に切り上げるものとする。(以下この項において同じ。))</p> <p>イ 新たな土地の編入に係る変更については、新たに編入される土地の面積に応じ1の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>13,500円</u></p>		<p>イ 新たな土地の編入に係る変更については、新たに編入される土地の面積に応じ1の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、<u>12,000円</u></p>
	<p>土石の堆積</p> <p>申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>144,200円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>144,200円</u>とする。</p> <p>ア 土石の堆積をする土地（以下この欄において「土地」という。）に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土地の面積（イに規定する変更を伴</p>		

新			旧		
みなされた者を 除く。)	00平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき				
	土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	4,800円			
	土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	5,500円			
	土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	6,100円			

新		旧	
	メートル以内の とき		
	土地の面積が 5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のとき	<u>7,000円</u>	
	土地の面積が1 0,000平方 メートルを超え 20,000平 方メートル以内 のとき	<u>9,200円</u>	
	土地の面積が2 0,000平方 メートルを超え 40,000平 方メートル以内 のとき	<u>12,600円</u>	

新			旧		
		土地の面積が4 0,000平方 メートルを超え 70,000平 方メートル以内 のとき	18,100円		
		土地の面積が7 0,000平方 メートルを超え 100,000 平方メートル以 内のとき	24,600円		
		土地の面積が1 00,000平 方メートルを超 えるとき	31,800円		
4	宅地造成及び特 定盛土等規制法 施行規則第88 条の書面の交付	宅地造成及び特 定盛土等に関す る工事でないこ とを証する書面	5,500円	3	宅地造成等規 制法施行規則 第30条の規 定による書面
					旧法第2条第2号の規定に よる宅地造成に関する工事 でないことを証する書面
					4,800円

新			旧		
を受けようとする者	法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けたことを証する書面	650円	の交付を受けようとする者	旧法第8条第1項本文及び第12条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面	980円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第12条第1項の規定による許可の申請に係る手数料及び旧法第8条第1項本文又は旧法第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所設置の許可申請に対する審査及び高圧ガスの製造の許可申請に対する審査に係る手数料の額に関する規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表第3（第2条関係） 設置許可手数料				別表第3（第2条関係） 設置許可手数料			
区分		手数料の額		区分		手数料の額	
(中略)				(中略)			
貯	略			貯	略		
蔵 所	浮き屋根	危険物の貯蔵最大数量が1,000	<u>1,450,000円</u>	浮き屋根	危険物の貯蔵最大数量が1,000	<u>1,180,000円</u>	
	式特定屋	0キロリットル以上5,000キ		式特定屋	0キロリットル以上5,000キ		
	外タンク	ロリットル未満のもの		外タンク	ロリットル未満のもの		
	貯蔵所及	危険物の貯蔵最大数量が5,000	<u>1,720,000円</u>	貯蔵所及	危険物の貯蔵最大数量が5,000	<u>1,410,000円</u>	
	び浮き蓋	0キロリットル以上10,000		び浮き蓋	0キロリットル以上10,000		
	付特定屋	キロリットル未満のもの		付特定屋	キロリットル未満のもの		
外タンク	危険物の貯蔵最大数量が10,0	<u>1,920,000円</u>	外タンク	危険物の貯蔵最大数量が10,0	<u>1,590,000円</u>		
貯蔵所	00キロリットル以上50,000		貯蔵所	00キロリットル以上50,000			
		0キロリットル未満のもの			0キロリットル未満のもの		

新		旧		
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>2,360,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	<u>1,950,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,740,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>5,640,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>4,550,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>7,240,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>5,820,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>8,790,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>
	略		略	
	(以下略)		(以下略)	
備考 略		備考 略		
別表第10 (第2条関係) 高圧ガス保安法関係手数料		別表第10 (第2条関係) 高圧ガス保安法関係手数料		

新				旧					
項	事務	区分		手数料の額	項	事務	区分		手数料の額
1	高压ガス保安	略			1	高压ガス保安	(中略)		
	法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。）	略	略		法（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの	略	略
		法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）		6,000円					
		略					略		
	(以下略)					(以下略)			
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

令和6年度から府内統一基準の国民健康保険料とするため、賦課限度額を改めるとともに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、退職被保険者等に関する規定を改正するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特</p>	<p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>）</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る</u>基礎賦課額（第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1）当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療</p>

新	旧
<p>別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を</p>	<p>養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、<u>府</u>の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療</u></p>

新	旧
<p>除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p>	<p><u>養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金<u>(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)</u> <u>(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22</u></p>

新	旧
<p>(ア) ~ (ウ) 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金^{の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)}並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p>	<p><u>条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)</u>に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア) ~ (ウ) 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)</u>の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第14条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は</u>、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属す</p>

新	旧
<p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用があ</p>	<p>るときは、<u>当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>の合計額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用が</p>

新	旧
<p>る場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第21条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規</p>	<p>ある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第21条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規</p>

新	旧
<p>定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第17条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗じて</p>	<p>定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第17条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗</p>

新	旧
<p>得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)</p> <p>アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2、3 略</p> <p><u>第17条の2から第17条の5まで 削除</u></p>	<p>じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)</p> <p>アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2、3 略</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第17条の2 保険料の基礎賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第17条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>第17条の4 削除</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p>

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条の6 第14条の基礎賦課額は、<u>各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額</u>を超え</p>	<p>第17条の5 第17条の2の被保険者均等割額は、<u>第17条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p>第17条の5の2 第17条の2の世帯別平等割額は、<u>次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(2) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第17条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第17条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第17条の6 第14条又は第17条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、<u>第14条の基礎賦課額と第17条の2の基礎賦課額との合算額</u>をいう。第20条</p>

新	旧
<p>ることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第17条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>	<p>及び第21条第1項において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第17条の6の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、<u>府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要す</p>

新	旧
<p>費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第17条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条の6の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のと</p>	<p>る費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第17条の6の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>)の合計額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第17条の6の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の6の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額</p>

新	旧
<p>おりとする。 (1)～(3)略 2、3 略</p> <p><u>第17条の6の6から第17条の6の9まで 削除</u></p>	<p>の保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(3)略 2、3 略</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第17条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の6の8 第17条の6の6の被保険者均等割額は、第17条の6の5の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割</u></p>

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第17条の6の10 第17条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p>	<p><u>額の算定</u>)</p> <p>第17条の6の9 第17条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2)特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3)特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第17条の6の10 第17条の6の3又は第17条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)は、190,</p>

新	旧
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条及び第21条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p><u>000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第17条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第21条及び第21条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p>

新	旧
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の12 第17条の8の賦課額は、<u>各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されている国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額</u>を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第17条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の3第1項(同条第2項の規定により読み替え</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の12 第17条の8の賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、<u>第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の6</u>の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の3第1項</p>

新	旧
<p>て準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合も含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の6の3若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第21条の3第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ1</p>	<p>(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合も含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、<u>第17条の2</u>、第17条の6の3、<u>第17条の6の6</u>若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第21条の3第1項に定める第17条若しくは第17条の5の</p>

新	旧
<p>0分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の6の3」と、「第17条の6に規定する額」とあるのは「第17条の6の10に規定する額」と、前項中「第17条」とあるのは「第</p>	<p>基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額）とする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条の6に規定する額」とあるのは「第17条の6の10に規定する額」</p>

新	旧
<p>17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6に規定する額」とあるのは「第17条の12に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の6</p>	<p>と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6に規定する額」とあるのは「第17条の12に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第17条の5」とあるの</p>

新	旧
<p>の5」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>は「<u>第17条の6の5又は第17条の6の8</u>」と、「<u>第17条第2項</u>」とあるのは「<u>第17条の6の5第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第17条<u>又は第17条の5</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「<u>第17条又は第17条の5</u>」とあるのは「<u>第17条の6の5又は第17条の6の8</u>」と、「<u>第17条第2項</u>」とあるのは「<u>第17条の6の5第2項</u>」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の6の3」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は<u>第17条の2</u>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は<u>第17条の2</u>」とあるのは「第17条の6の3又は<u>第17条の6の6</u>」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」</p>

新	旧
<p>と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>6 略</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の6の3」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは</p>	<p>と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第17条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>6 略</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の6」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは</p>

新	旧
<p>「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p>

第2条 和泉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった</u>、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所</p>	<p>（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった</u>、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3若しくは第17条の6の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者</p>

新	旧
<p>属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者</p>	<p>に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>

新	旧
<p>等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3、第17条の6の6若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第21条の3第1項に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第21条の4 略</p> <p>2 第17条第2項の規定は、<u>前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。</u>この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、<u>介護納付金賦課額の減額について準用する。</u>この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をい</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の2、第17条の6の3、第17条の6の6若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第21条の4 略</p> <p>2 第17条第2項の規定は、<u>前項に規定する額の決定について準用する。</u>この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、<u>介護納付金賦課額の減額について準用する。</u>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介</p>

新	旧
<p>う。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「<u>出産被保険者</u>」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 第17条第2項の規定は、<u>前項に規定する額の決定</u>について準用する。この場合において、第17条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>7 略</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第2項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市介護保険条例（平成12年和泉市条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者 35,720円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 53,780円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 54,170円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 70,660円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 78,510円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 94,210円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 36,950円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 48,040円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 55,430円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 66,510円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 73,900円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 88,680円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条</u></p>

新	旧
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>102,070円</u></p>	<p><u>の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項及び第9条において同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>96,080円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11</u></p>

新	旧
<p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 117,770円</p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 133,470円</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 149,180円</p>	<p>号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者</u> 110,860円</p> <p>ア <u>合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者</u> 116,030円</p> <p>ア <u>合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者</u> 120,470円</p> <p>ア <u>合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

新	旧
<p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 164,880円</p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 180,580円</p>	<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 124,900円</p> <p><u>ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 129,330円</p> <p><u>ア 合計所得金額が600万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p>

新	旧
<p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> <u>188,430円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,370円</u></u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,370円</u>」とあるのは、「<u>38,080円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項</u></p>	<p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>138,940円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が700万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>147,810円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,170円</u></u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,170円</u>」とあるのは、「<u>36,950円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項</u></p>

新	旧
<p>中「<u>22, 370円</u>」とあるのは、「<u>53, 780円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、<u>若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1</u></p>	<p>中「<u>22, 170円</u>」とあるのは、「<u>51, 730円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、<u>若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第9条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は<u>合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確</u></p>

新	旧
<p>3号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度分の市民税の課税非課税の別又は合計所得金額に基づき第6条第1項各号の区分に従い算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が特に必要と認める場合においては、市長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度分の市民税の課税非課税の別又は合計所得金額に基づき第6条第1項各号の区分に従い算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が特に必要と認める場合においては、市長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 略</p>

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の和泉市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和泉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5)特定個人番号利用事務 <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6)利用特定個人情報 <u>法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行</p>

新	旧
<p>う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>う<u>法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の<u>特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、<u>情報提供ネットワークシステム</u>を使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 23 号

和泉市公文書の管理等に関する条例制定について

和泉市公文書の管理等に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより公文書の適正管理等を図り、市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市公文書の管理等に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 公文書の管理（第4条—第10条）

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等（第11条—第24条）

第4章 和泉市文書管理委員会（第25条—第28条）

第5章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより、特定歴史公文書の適切な保存、利用その他の公文書の適正な管理等を図り、もって市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会をいう。

(2) 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(3) 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書をいう。

(4) 特定歴史公文書 歴史公文書のうち、第8条第2項後段又は第4項の規定により保存されている公文書をいう。

(法令等との関係)

第3条 公文書の管理等については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

(公文書の作成)

第4条 実施機関は、第1条の目的の達成に資するため、次に掲げる事項について、公文書（特定歴史公文書を除く。以下この章において同じ。）を作成しなければならない。ただし、処理に係る事案が軽微なものである場合は、この限りでない。

(1) 実施機関における意思決定の過程に関する事項

(2) 実施機関の事務及び事業の実績に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則（議会にあっては、その定める規程。以下この章において同じ。）で定める事項

2 市長は、前項の公文書が適切に作成されるようにするため、公文書の作成に関する指針を定めるものとする。

(整理)

第5条 実施機関は、公文書を作成し、又は取得したときは、当該公文書について事務及び事業の性質、内容等に応じて分類し、名称を付するとともに、常時業務に使用するものを除き、30年以下の保存期間及び保存期間が満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公文書の分類に関する基準を定めなければならない。

3 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、規則で定めるところにより、公文書を相互に密接な

関連を有し、保存期間を同じくすることが適当であるものの単位にまとめなければならない。

4 第1項の規定は、前項の規定によりまとめられた公文書の集合物（以下「ファイル」という。）について準用する。

5 実施機関は、ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間が満了する日、保存期間が満了したときの措置の内容その他必要と認める事項を記載した管理表を作成し、公表しなければならない。

6 実施機関は、保存期間が満了した公文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後なお職務の遂行上当該公文書を保存する必要があると認めるときも、同様とする。

（保存）

第6条 実施機関は、公文書について、その保存期間（前条第6項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了するまでの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（歴史公文書の決定）

第7条 実施機関は、公文書について、教育委員会が定める基準により、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては教育委員会への移管の措置（教育委員会にあつては、保存の措置）を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する基準を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ和泉市文書管理委員会の意見を聴かなければならない。

（保存期間が満了した公文書の取扱い）

第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書については、規則で定めるところにより、適正に廃棄しなければならない。

2 教育委員会以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書であるときは、前項の規定にかかわらず、これを教育委員会に移管しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該移管された公文書を保存しなければならない。

- 3 教育委員会以外の実施機関は、前2項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄し、又は教育委員会に移管しようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 教育委員会は、保存期間が満了した公文書であっても、当該公文書が歴史公文書であるときは、第1項の規定にかかわらず、これを引き続き保存しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により教育委員会に移管され、又は前項の規定により引き続き保存される公文書について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして教育委員会において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理体制の整備等)

第9条 実施機関は、規則で定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市長は、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、市長以外の実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(電子化の推進等)

第10条 実施機関は、公文書の適正な管理、事務の効率化等に資するため、公文書の電子化の推進に努めなければならない。

- 2 実施機関が作成し、又は取得した公文書は、電磁的記録を正本又は原本として管理することを基本とする。
- 3 電磁的記録を正本として管理する場合において、当該電磁的記録に変換する前の書面は、1年未満の保存期間を設定した上で廃棄することができる。ただし、法令等の定めにより書面を作成し、又は保存することが義務付けられている公文書その他書面を作成し、又は保存することが適切と認められる公文書については、この限りでない。

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第11条 教育委員会は、特定歴史公文書について、第24条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 教育委員会は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 教育委員会は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、特定歴史公文書を相互に密接な関連を有する単位にまとめたものの分類、名称その他の特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用請求）

第12条 次に掲げるものは、教育委員会に対し、現存する特定歴史公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る特定歴史公文書に限る。）について、前条第4項の目録の記載に従い利用の請求をすることができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 教育委員会は、前項各号に掲げるもの以外のものから特定歴史公文書の利用の申出があつた場合においても、これを利用させるよう努めるものとする。

（利用請求があつた場合の取扱い）

第13条 教育委員会は、前条第1項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）があつた場合には、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下この項において「情報公開条例」という。）第6条第1項第1号に掲げ

る情報

(2) 情報公開条例第6条第1項第2号に掲げる情報

(3) 情報公開条例第6条第1項第4号ア、イ、ウ又はキに掲げる情報

2 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書に前項各号に掲げる情報が記録されているか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書に第1項各号に掲げる情報が記録されている場合であっても、同項各号に掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第14条 教育委員会は、前条第1項第1号の規定にかかわらず、当該規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、教育委員会規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき当該規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の方法）

第15条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用請求書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書に係る第11条第4項の目録に記載された事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

2 教育委員会は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用請求に対する決定及び通知)

第16条 教育委員会は、利用請求があったときは、利用請求を受理した日から起算して15日以内に、利用させる旨又は利用させない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により利用請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 教育委員会は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を利用請求者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による決定が特定歴史公文書の全部又は一部を利用させない旨のものであるときは、前項の規定による通知にその理由を付記しなければならない。

4 教育委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合においては、速やかに新たな期限及び当該延長の理由を利用請求者に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による決定を行う場合において、利用請求に係る特定歴史公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、当該第三者の意見を聴くことができる。

6 利用請求者は、教育委員会が第1項に規定する期間（第4項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に利用させる旨又は利用させない旨の決定を行わないときは、利用させない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(利用決定等の期限の特例)

第17条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求を受理した日から起算して45日以内にその全てについて利用させる旨又は利用させない旨の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、教育委員会は、利用請求に係る特定歴史公文書の相当の部分につき、当該期間内に利用させる旨又は利用させない旨の決定をし、残りの部分については、

相当の期間内にこの決定をすれば足りるものとする。この場合においては、前条第1項の期間内に、同条第4項後段の規定の例により、利用請求者に通知しなければならない。

(利用の方法)

第18条 教育委員会は、第16条第1項の規定により特定歴史公文書を利用させる旨の決定をしたときは、速やかに、利用請求者に対し当該特定歴史公文書を利用させなければならない。

2 前項の規定による利用は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して教育委員会規則で定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特定歴史公文書を利用させることにより当該特定歴史公文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第13条第3項の規定により特定歴史公文書を利用させるときその他相当の理由があるときは、当該特定歴史公文書を複写したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

4 特定歴史公文書の利用は、教育委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づく特定歴史公文書の利用に係る手数料は、徴収しない。

2 前条の規定により特定歴史公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、教育委員会規則で定める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第20条 第16条第1項の決定又は利用請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定に基づき、同項の規定は、適用しない。

(和泉市文書管理委員会への諮問等)

第21条 教育委員会は、第16条第1項の決定又は利用請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、和泉市文書管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとするとき（第16条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合で、当該特定歴史公文書の利用について第三者から反対の意見が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問をした教育委員会は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(利用の促進)

第22条 教育委員会は、特定歴史公文書（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(実施機関による利用の特例)

第23条 第8条第2項又は第4項の規定により特定歴史公文書を移管し、又は引き続き保存した実施機関がその所掌事務又は業務を遂行するために必要とするときは、教育委員会が別に定めるところにより、利用請求の手続によることなく特定歴史公文書を利用することができる。

(特定歴史公文書の廃棄)

第24条 教育委員会は、特定歴史公文書として保存されている文書（図画、写真及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により文書を廃棄するときは、あらかじめ、和泉市文書管理委員会の意見を聴かななければならない。

第4章 和泉市文書管理委員会

(和泉市文書管理委員会の設置)

第25条 第7条第2項、第21条及び前条第2項の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせるため、和泉市文書管理委員会（以下「文書委員会」という。）を置く。

2 文書委員会は、前項に定めるもののほか、公文書の管理等に関する重要な事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議

するとともに、意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 文書委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開・個人情報保護審査会条例の準用)

第27条 和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年和泉市条例第26号）第5条から第7条まで及び第9条から第16条までの規定は、文書委員会について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	審査会	和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第号。以下「公文書条例」という。）第25条第1項に規定する和泉市文書管理委員会（以下「文書委員会」という。）
第5条第2項、第9条の見出し、第10条第1項、第11条、第13条第2項、第15条及び第16条	審査会	文書委員会
第6条第1項	審査会	文書委員会

	市長	教育委員会
第7条第1項	前条	公文書条例第27条の規定により読み替えられた前条
第7条第2項	前項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた前項
第9条第1項	審査会	文書委員会
	諮問庁	教育委員会
	公文書又は保有個人情報	特定歴史公文書（公文書条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。）
	公文書の公開又は保有個人情報の開示	特定歴史公文書の利用
第9条第2項	諮問庁	教育委員会
	審査会	文書委員会
	前項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた前項
第9条第3項	審査会	文書委員会
	諮問庁	教育委員会
	公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報	特定歴史公文書に記録されている情報
第9条第4項	第1項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第1項
	前項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた前項
	審査会	文書委員会
	諮問庁	教育委員会

第10条第2項	前項本文	公文書条例第27条の規定により読み替えられた前項本文
	審査会	文書委員会
第10条第3項及び第4項	第1項本文	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第1項本文
	審査会	文書委員会
第12条	審査会	文書委員会
	第9条第1項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第9条第1項
	公文書若しくは保有個人情報	特定歴史公文書
	同条第4項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第9条第4項
	第10条第1項本文	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第10条第1項本文
第13条第1項	審査会	文書委員会
	第9条第3項若しくは第4項又は第11条	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第9条第3項若しくは第4項又は第11条
	次項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた次項
第13条第3項	審査会	文書委員会
	第1項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第1項
	前項	同条の規定により読み替えられた前項
第13条第4項	審査会	文書委員会
	第2項	公文書条例第27条の規定により読み替えられた第2項

第14条	調査審議	公文書条例第21条第1項の審査請求に係る事件についての調査審議
------	------	---------------------------------

(委任)

第28条 この章に定めるもののほか、文書委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第5章 雑則

(他の制度との調整)

第29条 この条例は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行される公文書には適用しない。

2 この条例は、図書館その他の市長が別に定める施設において、市長が別に定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされている公文書には適用しない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第5項及び第7条第1項の規定 令和7年4月1日

(2) 第3章(第11条第1項から第3項までを除く。)及び附則第7項の規定(和泉市情報公開条例第17条の改正規定に係る部分に限る。) 令和8年4月1日

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

(1) 第4条及び第5条(第5項を除く。)の規定 施行日

(2) 第5条第5項及び第7条第1項の規定 令和7年4月1日

4 この条例の施行の際現に実施機関が保存している公文書のうち永年保存文書については、30年の保存期間が設定されたものとみなす。この場合において、保存期間が既に30年を経過しているものについては、当該実施機関が引き続き公文書として保存する必要があると認めるものにあつては保存期間を令和7年3月31日まで延長したものとみなし、それ以外のものにあつては施行日の前日に保存期間が満了したものとみなす。

5 この条例の施行の際現に歴史的な文書として教育委員会が保存している公文書のうち、市史編さん担当部署で管理しているもの(当該部署に寄贈され、又は寄託されたものを除く。)については、特定歴史公文書とみなす。

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定める。

(和泉市情報公開条例の一部改正)

7 和泉市情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、情報の公開の<u>手続</u>その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない。</p>	<p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、<u>公文書の適正な管理を</u>図るとともに、情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な運営に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>(他の制度との調整)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2</u> この条例は、和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第 号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書については、適用しない。</p> <p><u>3</u> この条例は、前2項に定めるもののほか、図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。</p>	<p>(他の制度との調整)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2</u> この条例は、前項に定めるもののほか、図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。</p>

議案第 25 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 26 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により、水道整備・管理行政に関する厚生労働大臣の権限が、水質又は衛生に関する事務については環境大臣に、それ以外の事務については国土交通大臣に移管されるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>8, 900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

新				旧			
3、4 略				3、4 略			
別表 補償基礎額表 (第5条関係)				別表 補償基礎額表 (第5条関係)			
	勤務年数				勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円	円	円	団長及び副団長	円	円	円
	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>		<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	<u>14,200</u>
分団長及び副分 団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	分団長及び副分 団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及び 団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	部長、班長及び 団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた和泉市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由

の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 32 号

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市立総合医療センター経営強化プラン策定に伴い、和泉市立総合医療センター経営評価委員会の担任する事務を改正するほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
（附属機関） 第3条の2 病院事業に係る附属機関を次のとおり設置する。		（附属機関） 第3条の2 病院事業に係る附属機関を次のとおり設置する。	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
和泉市立総合医療センター経営評価委員会	指定管理者による管理状況に関する評価及び <u>和泉市立総合医療センター経営強化プラン</u> に基づく進行管理に関すること。	和泉市立総合医療センター経営評価委員会	指定管理者による管理状況に関する評価及び <u>和泉市立病院新改革プラン</u> に基づく進行管理に関すること。
2 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）		2 略 （議会の同意を要する賠償責任の免除）	
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。		第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（<u>掲示等</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（<u>掲示</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>

第2条 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用及び特定歴史公文書の保存、利用等に関する事業を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市いずみの国歴史館条例（平成10年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。）<u>（以下「資料等」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>和泉市公文書の管理等に関する条例（令和6年和泉市条例第 号。以下「公文書管理条例」という。）第11条及び第12条の規定により、特定歴史公文書（公文書管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。）を永久に保存し、及び一般の利用に供すること。</u></p> <p>(3) <u>郷土の歴史並びに資料等及び歴史公文書（公文書管理条例第2条第3号に規定する歴史公文書をいう。）を調査し、及び研究す</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。以下同じ。）<u>の収集保管及び陳列展示</u></p> <p>(2) <u>郷土の歴史及び文化財の調査研究</u></p>

新	旧
<p>ること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業 (資料等の利用)</p> <p>第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する資料等を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を許可せず、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 歴史館の施設、附属設備、資料等及び特定歴史公文書を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 入館者は、歴史館の施設、附属設備、資料等及び特定歴史公文書を汚損し、破損し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業 (資料等の利用)</p> <p>第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する郷土の歴史資料及び文化財（以下「資料等」という。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(入館の許可)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を許可せず、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 歴史館の施設、附属設備及び資料等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 入館者は、歴史館の施設、附属設備及び資料等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。